

類似用途の判断の事例
(安曇野市土地利用基本計画 関係)

令和8年3月

■店舗等(主として地域住民の日常生活のために必要な店舗等)

基本計画の規定	判断		解説
一般飲食業	「類するもの」の例	居酒屋	左記施設は、酒類の提供が主となる場合もあるが、建築基準法上、「飲食店」として扱われるのが一般的であることから、本制度においても一般飲食業に類するものとして扱う。
		インターネットカフェ・漫画喫茶(飲食を主とする場合)	飲食を主とする場合、飲食店として判断する。ただし、形態や営業時間等によっては「遊戯施設」として判断する(=基本計画に整合しないと判断する)場合あり。
		ブックカフェ、古本カフェ	左記施設は、書籍の販売または貸与を伴う複合用途の施設となるが、飲食を主とする場合、飲食店として判断する。
	「類するもの」に該当しない例	バー、キャバレー	左記施設は建築基準法において「店舗」とは別の分類である「遊戯施設等」に分類されていることから、本制度においても左記施設は店舗等として扱わない。従って基本計画に整合しないものとして扱う。
		ナイトクラブ	
		酒場、ビヤホール	左記施設は、日本産業分類において「主として酒類及び料理又は酒類のみをその場所で飲食させる事業所」とされており、主に提供する物品は、料理ではなく酒類であるとされていることから、一般飲食業に該当しないと判断し、基本計画に整合しないものとして扱う。
		インターネットカフェ・漫画喫茶(個室形状のもの)	個室形状(壁又はテーブルの高さ以上の部分が容易に見通せないパーティション等で囲われたもの)の左記施設は、建築基準法で「遊戯施設」と判断される場合があることから、本制度では「遊戯施設」に該当するものとして扱う(=基本計画に整合しないものとして扱う)。
		インターネットカフェ・漫画喫茶(夜間営業を伴うもの)	夜間営業を伴う左記施設は、「遊戯施設」の特性が強いこと、また周辺環境への影響が他施設に比べて大きいことから、本制度では一般飲食業に類するものとは扱わない(=基本計画に整合しないものとして扱う)。
		ペットカフェ	飲食の提供部分は「飲食店」に該当するが、動物とのふれあいサービスを提供する部分は、必ずしも近隣住民の生活に必要な不可欠な施設ではなく、鳴き声や臭気等の発生等、地域の居住環境を害する恐れがあることから、基本計画に整合しないものとして扱う。
		小売業 (飲食料品、医薬医療品・化粧品、衣料品、種苗・生花、書籍・文房具、機械器具、農耕用品、燃料(ガソリンスタンドを除く)、家具・建具・畳、その他日用品)	「類するもの」の例
福祉用具等の販売を行う施設	同上。なお、貸与が主目的の施設についても、「洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗」と該当するとされていることから、基本計画に整合するものとして扱う。		
新聞販売所(店頭販売を伴う施設)	同上。なお、店頭販売を伴わず、配達サービスのみを行う場合についても、「洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗」に該当するとされていることから、基本計画に整合するものとして扱う。		
メガネ販売店	左記施設は、いずれも「日用品の販売を主たる目的とする店舗」と認められることから、基本計画に整合するものとして扱う。		
時計販売店			
貴金属販売店			
自転車店	建築基準法で「洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗」とされているとおり、左記店舗は、衣料品小売業や家具・建具・畳小売業と同等のものとして扱われていることから、基本計画に整合するものとして扱う。		
家庭電気器具店			
リサイクルショップ	主として中古の衣服、家具、楽器、運動用品、靴等の中古品を小売りする店舗は、当該物品小売業と大きな差異がないことから、基本計画に整合するものとして扱う。なお、大量の中古品を建物外に保管・堆積させる形態のもの(中古タイヤの保管・堆積等)は、「資材置場」として判断する場合がある。		

■店舗等(主として地域住民の日常生活のために必要な店舗等)

基本計画の規定	判断		解説
<p>小売業 (飲食品、医薬医療品・化粧品、衣料品、種苗・生花、書籍・文房具、機械器具、農耕用品、燃料(ガソリンスタンドを除く)、家具・建具・畳、その他日用品)</p>	<p>「類するもの」に該当しない例</p>	<p>ペットショップ</p>	<p>集団規定により、ペットショップは必ずしも住居の周辺にある必要がなく、「日用品の販売を目的とする店舗」に該当しないとされていることから、基本計画に整合しないものとして扱う。</p>
		<p>ネット販売店(店頭販売を伴わないもの)</p>	<p>商品を陳列する構えもなく、当該建築物において商品を直接販売しない場合は、「主として地域住民の日常生活のために必要な店舗」に該当しないことから、基本計画に整合しないものとして扱う。</p>
		<p>ペット用品販売店</p>	<p>集団規定により、左記店舗は「日用品の販売を目的とする店舗」に該当しないとされていることから、基本計画に整合しないものとして扱う。</p>
		<p>絵画・美術品等販売店</p>	<p>左記店舗は必ずしも住居の周辺にある必要がなく、「日用品の販売を目的とする店舗」に該当しないため、基本計画に整合しないものとして扱う。</p>
<p>銀行の支店</p>	<p>「類するもの」の例</p>	<p>(その他、地域住民の金融サービス等に資する施設が該当)</p>	
	<p>「類するもの」に該当しない例</p>	<p>損保代理店、宅地建物取引業の営業所</p>	<p>(左記施設に係る基準により判断)</p>
<p>その他</p>	<p>「類するもの」の例</p>	<p>コインランドリー(主として地域住民の利用を目的とする場合)</p>	<p>集団規定により、左記施設は「洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗」とされていることから、基本計画に整合するものとして扱う。 なお、サービスの対象や営業形態等によっては、「工場」に該当する場合もある。</p>
		<p>新聞販売所(店頭販売を伴わない施設)</p>	<p>集団規定により、新聞販売所(店頭販売を伴わず、配達サービスのみを行うもの)は、「洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗」に該当するとされていることから、基本計画に整合するものとして扱う。</p>
		<p>レンタカー店舗(専ら乗用車等のレンタルを行う店舗)</p>	<p>レンタカー店舗は、店舗部分は「洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗」、車両を保管、駐車するためのスペースは「自動車車庫(専ら自動車の停留又は駐車のための施設)」として扱われることが一般的である。 上記を踏まえ、専ら乗用車等のレンタルを行うレンタカー店舗については、地域住民が利用することも想定されることから、基本計画に整合するものとして扱う。 対して、専らトラックやダンプ、建設器材等のレンタルを行う店舗は、地域住民が日常的に使用する施設とは言えないことから、工業・事業所の用途として扱う。</p>
	<p>「類するもの」に該当しない例</p>	<p>ペットの繁殖・飼育施設</p>	<p>集団規定により、左記施設は趣味や生業に関わらず「畜舎」に該当するとされている。また、ペットの鳴き声等の騒音や臭気を伴うなど、近隣の居住環境に影響を与える恐れがあることから、基本計画に整合しないものとして扱う。</p>
		<p>コインランドリー(主として事業用品の洗濯等を目的とする場合)</p>	<p>サービスの対象や営業形態等によっては、「工場」に該当する場合もある。</p>
		<p>レンタカー店舗(専らトラックやダンプカー、建設器材等のレンタルを行う店舗)</p>	<p>左記施設は、専ら法人を対象とした店舗であり、地域住民が日常的に使用する施設とは言えないことから、工業・事業所の用途として扱う。</p>
<p>理容業、美容業</p>	<p>基本計画に整合するもの または「類するもの」の例</p>	<p>まつ毛エクステ専門店 ネイルサロン アロマエステ エステティックサロン</p>	<p>左記業務は集団規定等において「サービス業店舗」として扱われていること、また美容業の店舗(美容院)で左記業務を兼ねて営業している店舗等も存在していることから、理容業・美容業に類するもの(=基本計画に整合するもの)として扱う。</p>
	<p>「類するもの」に該当しない例</p>	<p>ペット美容室・ペットサロン</p>	<p>美容業(美容院)は根拠法令において人を対象とした施設であることが明らかであること、また当該施設は地域住民にとって必ずしも日常的に利用するような業種とは言えないことから、美容業に類するものには該当しない。</p>

■店舗等(主として地域住民の日常生活のために必要な店舗等)

基本計画の規定	判断		解説
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	「類するもの」の例	整体院 カイロプラティック等の施設	「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所」が保険診療、左記施設は保険診療外という差異があるものの、業務の性質や周辺地域に与える影響等は同等であることから、類するものとして取り扱う。
損保代理店、宅地建物取引業の営業所	「類するもの」の例	旅行代理店	業務の性質、周辺地域に与える影響等が、損保代理店等と同等であることから、類するものとして取り扱う。
塾	「類するもの」の例	武道塾 音楽教室 裁縫・手芸・編物教室 陶芸教室 料理教室 バレエ・日本舞踊教室 カルチャーセンター ダンス・エアロビクス教室 フィットネスクラブ・アスレチッククラブ ヨガ教室・ホットヨガ	集団規定により、左記施設は「学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設」に該当するとされていることから、基本計画に整合するものとして扱う。 ただし、集団規定では「名称等によって形式的に判断するのではなく、当該施設の規模や広範囲の地域から利用される施設かどうかなどの利用形態や、近隣の居住環境を害するおそれの有無など、実態に応じて判断する。」「近隣住民のための社会教育的な教室等をいい、教室と呼ばれるものであっても雄鷹的性格の強い施設はこれに含まれない。」とされていることから、本制度においても、当該塾等の利用者の範囲等を総合勘案の上で判断するものとする。
	「類するもの」に該当しない例	不特定多数を対象とするダンス教室	基本計画における「店舗等」は、地域住民の利便性向上に資するものを指しており、「塾」については、地域住民のための社会教育的な教室等を指す。 このため、例えばダンス教室については、(教室と呼ばれるものであっても)遊興的性格の強い施設は、類するものには該当しないものとして判断する。 具体的には、平成27年改正後の風営法により規制対象から除外された施設(※)は類似用途として判断し、これ以外の施設は類似用途に含まれないものとする。 ※施設要件の例として、以下のものが挙げられます。 ・営業時間が深夜に及ばない ・飲食の提供がない又は最小限 ・照明や音響設備が適切 ・教育やトレーニングのためのカリキュラムの実施 ・無秩序な自由参加型のダンスタイムがない
その他	「類するもの」の例	クリーニング取次店 質屋 貸衣装屋 貸本屋 福祉用具等の貸与を行う施設	建築基準法で「理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」とされているとおり、左記店舗は、理容業・美容業の店舗と同等のものとされていることから、基本計画に整合するものとして扱う。 なお、クリーニング店は「工場」に該当するため、工業系用途の立地基準により判断する。 集団規定により、「理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」に該当するとされていることから、基本計画に整合するものとして扱う。
	「類するもの」に該当しない例	レンタル倉庫・レンタルボックス	左記施設は、建築基準法で「倉庫業を営まない倉庫」に分類されていることから、市土地利用制度でも倉庫として扱い、「工業・事業所」の分類により判断する。

■事務所(主として地域住民の日常生活のために必要な店舗等)

基本計画の規定	判断	解説	
税理士事務所、 建築士事務所	「類するもの」の例	弁護士事務所	左記施設は、資格及び取り扱い業務の差異はあるものの、税理士事務所や建築士事務所に類するものと判断し、基本計画に整合するものとして扱う。
		土地家屋調査士事務所	
		行政書士事務所	
		会計士事務所	
		司法書士事務所	
		不動産鑑定士事務所	
		設計事務所	
	「類するもの」に 該当しない例	暴力団事務所	「主として地域住民の日常生活のために必要な事務所」に該当しないことから、基本計画に整合しないものとして扱う。
		コールセンター	専らコールセンターの設置を主とする施設は、「主として地域住民の日常生活のために必要な事務所」ではないことから、基本計画に整合しないものとして扱う。 (例えば「小売業のコールセンター」等、当該法人の事業目的(小売業)が地域住民の便益向上に資するものであったとしても、単独のコールセンター等は、当該施設が地域住民の利便施設でないことから、上記のとおり判断することとなります。)
		タクシー等事業所(業務に供する車両の駐停車を伴うもの)	左記施設は、業務に供する車両の駐停車による周辺住居及び環境への影響が想定されることから、「事務所」ではなく「事業所」の基準により判断する。
建設業事務所		左記施設は、敷地内で事業用の機械や資材等を保管することが一般的であるため、「事業所」の基準により判断する。	
訪問介護事業所等 居宅介護支援事業所		左記施設は、「公共公益施設」の基準により判断する。	
情報通信業	「類するもの」の例	通信業	左記施設の分類については、日本産業分類の例による。
		放送業	
		情報サービス業	
		インターネット付随サービス業	
	「類するもの」に 該当しない例	シェアオフィス・コワーキングスペース	左記施設の中は、専ら不特定多数の者を利用対象としており、「地域住民の便益施設」であるとは言い難いことから、基本計画に整合しないものとして扱う。
		レンタルスペース 新聞・書籍等の印刷所	左記施設は、日本標準産業分類において「製造業」に分類されていることから、本制度においては「工場、事業所等」の基準により判断する。
農林漁業団体事 務所	「類するもの」の例	生産組合事務所	左記施設は、農林漁業等に関する事業を行う団体の事務所であることから、基本計画に整合するものとして扱う。
		土地改良区事務所	
		水利組合事務所	※左記施設はいずれも農林漁業の維持・発展において公共的な役割を担っている施設であることに鑑み、本規定の類似判断については、公共性の有無を判断の目安とする。
		山林組合事務所	
		観光協会事務所	
獣医師会事務所(支部)	左記施設は、自治体の庁舎や合同庁舎、保健衛生所内に所在するケースもある等、各産業の公共的な役割を担う事務所であることから、基本計画に整合するものとして扱う。		
その他	「類するもの」の例	シェアオフィス・コワーキングスペース等(主として地域住民の利用に供するもの)	cf)龍門淵テラス 主として地域住民の利用に供する施設は、地域住民間の交流を活性化し、当該地域の魅力向上に資するものであることから、基本計画に整合するものとして扱う。
	「類するもの」に 該当しない例	シェアオフィス・コワーキングスペース等(市外の者も含め、広く一般の利用に供するもの)	市外の者(観光客、一時滞在者等)も含め、広く一般の利用に供する施設は、「地域住民の日常生活のために必要な施設」とは言い難く、その規模等によっては周辺住民や環境に及ぼす影響も少なくないことから、基本計画に整合しないものとして扱う。

■公共公益系

※前提として、「居住または長期の入所を主たる目的とする施設」は対象外となります(特別養護老人ホーム除く)

基本計画の規定	判断	解説	
教育施設 (幼稚園、小学校、中学校、etc.)	適合するものの例	幼稚園	幼稚園、小学校及び中学校は、主として地域住民が通学するための施設であることから、基本計画に整合するものとして扱う。
		小学校	
		中学校	
	適合しないものの例	高等学校	高等学校は、幼稚園、小学校及び中学校とは異なり、地域住民以外の者も通学する施設であるが、建築基準法別表第2においてこれらの施設と同等の扱いとされていることから、基本計画に整合するものとして扱う。
		大学	左記施設は、地域住民以外の者も通学する施設であること、建築基準法別表第2において幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と異なるものとして位置付けられていることから、本制度においても別用途として扱う。
		高等専門学校 専修学校	
老人福祉施設 (老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームetc.)	適合するものの例	老人デイサービスセンター	【老人福祉法第5条の2第3項/第20条の2の2】
		老人短期入所施設	【老人福祉法第5条の2第4項/第20条の3】
		小規模多機能型居宅介護施設	【老人福祉法第5条の2第5項/介護保険法第8条第19項】
		認知症対応型共同生活援助事業所	【老人福祉法第5条の2第6項/介護保険法第8条第20項】
		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	【老人福祉法第20条の5/介護保険法第8条第27項】 左記施設は、「居住または長期の入所を主たる目的とする施設」であるが、市街化調整区域において立地が許容されていることを鑑み、基本計画に整合するものとして扱う。
		老人福祉センター	【老人福祉法第20条の7】
	適合しないものの例	老人介護支援センター	【老人福祉法第20条の8】
		養護老人ホーム	【老人福祉法第20条の4】 左記施設は、「居住または長期の入所を主たる目的とする施設」であるため、基本計画に整合しないものとして扱う。
		軽費老人ホーム(ケアハウス)	【老人福祉法第20条の6】 左記施設は、「居住または長期の入所を主たる目的とする施設」であるため、基本計画に整合しないものとして扱う。
		有料老人ホーム	左記施設は、「居住または長期の入所を主たる目的とする施設」であるため、基本計画に整合しないものとして扱う。
介護保険施設 (訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護施設)	適合するものの例	訪問介護事業所	【介護保険法第8条第2項】
		訪問入浴介護事業所	【介護保険法第8条第3項】
		訪問看護事業所	【介護保険法第8条第4項】
		訪問リハビリテーション事業所	【介護保険法第8条第5項】
		居宅療養管理指導の事業所	【介護保険法第8条第6項】
		地域密着型サービス事業所	【介護保険法第8条第14項】
		定期巡回・臨時対応型訪問看護事業所	【介護保険法第8条第15項】
		夜間対応型訪問介護事業所	【介護保険法第8条第16項】
		居宅介護支援事業所	【介護保険法第8条第24項】
		介護予防訪問入浴介護事業所	【介護保険法第8条の2第2項】
		介護予防訪問看護事業所	【介護保険法第8条の2第3項】
		介護予防訪問リハビリテーション事業所	【介護保険法第8条の2第4項】
		介護予防居宅療養管理指導の事業所	【介護保険法第8条の2第5項】
		地域包括支援センター	【介護保険法第8条の2第16項/第115条の46第1項】
		適合しないものの例	
	介護老人保健施設		【介護保険法第8条第28項】 左記施設は、建築基準法上、診療所または病院として扱われることから、医療機関の基準により判断する。
福祉用具等の販売を行う施設 福祉用具等の貸与を行う施設	左記施設は、集団規定において「日用品販売店舗」又は「サービス業店舗」として扱われていることから、当市制度においても「店舗等」の分類により判断する。		

■公共公益系

※前提として、「居住または長期の入所を主たる目的とする施設」は対象外となります(特別養護老人ホーム除く)

基本計画の規定	判断	解説	
児童福祉施設 (保育所、児童厚生施設、地域子育て支援事業所etc.)	適合するものの例	障害児通所支援の施設	【児童福祉法第6条の2の2】
		障害児相談支援事業の施設	【児童福祉法第6条の2の2第6項】
		地域子育て支援拠点事業所	【児童福祉法第6条の3第6項】
		保育所(認可外施設を含む)	【児童福祉法第6条の3第7項、第39条】
		認定こども園	【児童福祉法第6条の3第7項】
		母子生活支援施設	【児童福祉法第38条】
		児童厚生施設(児童館等)	【児童福祉法第40条】
		児童発達支援センター	【児童福祉法第43条】
		児童自立支援施設	【児童福祉法第44条】
	適合しないものの例	児童養護施設	【児童福祉法第41条】
障害児入所施設		【児童福祉法第42条】	
		上記施設は、居住又は長期の入所を目的とする施設であることから、基本計画に整合しないものとして扱う(特定開発事業により審査する)。	
障がい福祉施設 (放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所)	適合するものの例	障害福祉サービス事業所(障害者支援施設、就労移行支援施設、就労継続支援施設(A・B型))	【障害者総合支援法第5条第1項】
		移動支援事業の施設	【障害者総合支援法第5条第27項】
		地域活動支援センター	【障害者総合支援法第5条第28項】
		身体障害者福祉センター	【身体障害者福祉法第5条、第31条】
		補装具製作施設	【身体障害者福祉法第5条、第32条】
	視聴覚障害者情報提供施設	【身体障害者福祉法第5条、第34条】	
適合しないものの例	福祉ホーム	【障害者総合支援法第5条第29項】	
医療機関 (診療所etc.)	適合するものの例	診療所	【医療法第1条の5第1項】病床数が19以下又は無床のもの
		介護老人保健施設(診療所となるもの)	19床以下の左記施設は、建築基準法上、「診療所」として扱われることから、本制度においても診療所に類するものとして扱う。
	適合しないものの例	病院	【医療法第1条の5第2項】病床数が20以上のもの 各種法令において、診療所と病院は異なるものとして位置付けられていること、また、診療所と比して立地に伴う周辺住居や地域に及ぼす影響が大きいことから、基本計画に整合しないものとして扱う。
		介護老人保健施設(病院)	20床以上の左記施設は、建築基準法上、「病院」として扱われることから、本制度においても病院として扱い、基本計画に整合しないものとする。
		動物病院 犬猫診療所	診療所及び病院は根拠法令において人を対象とした施設であることが明らかであること、また当該施設は地域住民にとって必ずしも日常的に利用するような業種とは言えないことから、これらに類するものには該当しない。
準公益的施設 (地区集会所、地区公民館etc.)	適合するものの例	地区集会所	—
		地区公民館	—

■工場・事業所等

基本計画の規定		判断	解説
<p>地域住民の日常生活の利便性向上に寄与する工場、事業所等</p> <p>(自動車一般整備業、一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く)、建設業、電気・ガス・熱供給・水道設備業、コインランドリー、高速バス発着所)</p>	<p>「類するもの」の例</p>	パン製造(店頭販売を主たる目的として製品を製造するもの)	<p>店頭販売等を主たる目的とする施設にあっては、「地域住民の日常生活の利便性向上に寄与する」ものであるため、一般的な工場とは別の要件により判断する。</p> <p>左記施設は、建築基準法で「倉庫業を営まない倉庫」に分類されているが、趣味用品や災害備蓄のために利用される等、地域住民の日常生活に寄与するものと認められることから、基本計画に整合するものとして扱う。 なお、「倉庫業を営む倉庫」については、一般的な工場、事業所の基準により判断するものとする。</p>
		菓子製造(同上)	
		仕出し弁当屋(店頭販売や市内への配達を主たる目的として製品を製造する場合又は小規模の調理を行う程度の場合)	
		レンタル倉庫・レンタルボックス	
	<p>「類するもの」に該当しない例</p>	パン製造(出荷のための製品製造を主たる目的とするもの)	<p>「地域住民の日常生活の利便性向上に寄与する」とは認められないため、一般的な工場の基準により判断する。</p> <p>左記施設は、地域住民にとって必ずしも日常的に利用する施設とは言えないこと、形態によっては「資材置場」と同等のものとして扱うのが妥当であることから、基本計画には整合しないものとして扱う。 なお、大規模小売店舗等の敷地内に当該店舗の事業主が設置する場合(又は当該店舗の事業主が設置を許可した場合)については、当該店舗に附属する施設として取り扱うものとする。</p>
		菓子製造(同上)	
仕出し弁当屋(同上又は相当量を製造する場合)			
資源物回収ボックス			
<p>市内または隣接自治体で産出される原料や農林水産物を使用する製造業</p> <p>(食品製造業、野菜・果実缶詰製造業、精穀・製粉業、製材業 etc)</p>	<p>「類するもの」の例</p>	水産食料品製造業	<p>左記施設は、「市街化調整区域の開発許可基準(長野県)」により、県下調整区域において立地可能とされていることを鑑み、基本計画に整合するものとして扱う。</p>
		農産保存食料品製造業	
		でん粉製造業	
		きのこ製造業	
		砂糖製造業	
		精穀・製粉業	
		動植物油脂製造業	
		畜産食品製造業	
		野菜かん詰製造業	
		果実かん詰製造業	
		製材業	
	配合飼料製造業		
	<p>「類するもの」に該当しない例</p>	セメント製造業	<p>左記施設は、上記施設同様に「市街化調整区域の開発許可基準(長野県)」により、県下調整区域において立地可能とされているが、立地された場合の周辺環境への影響(景観、生活環境等)が大きいことを踏まえ、左欄の施設ではなく、一般的な工場の基準により判断する。</p>
		粘土かわら製造業	
		生コンクリート製造業	
		砕石製造業	
		練炭・豆炭製造業	
		舗装材料製造業	

■太陽光発電施設その他これに類するもの

基本計画の規定	判断		解説
太陽光発電施設	「類するもの」の例	系統用蓄電池(電気工作物に該当するもの)	太陽光発電施設及び左記施設は、一般的には建築物に該当せず、都市計画法の規制対象外とされているが、市土地利用制度では工作物の建築も含めた土地利用を規制していることから、位置、規模により市条例の手続きを要する点に留意してください。
		系統用蓄電池(電気工作物に該当しないもので、危険物を含有しないもの)	なお、太陽光発電施設のうち、 ・発電出力が10kW以上 ・区域面積が1,000㎡超 ・区域内の高低差が13m超
		水力発電施設	のいずれかに該当する場合には、別途、「安曇野市安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例」に基づく許可が必要となる点について併せて留意してください。
太陽光発電施設	「類するもの」に該当しない例	系統用蓄電池(電気工作物に該当しないもので、危険物を含有するもの)	令和7年4月8日付け国都計第7号の技術的助言により、「電気事業法第2条第1項第16号の用に供する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令第1条第1項第3号に規定する危険物を含有するものについては、第一種特定工作物に該当し得る」との見解が示されています。 このため、左記施設(具体的には、リチウムイオン電池(※)を含有する系統系蓄電池が想定される)のうち、第一種特定工作物に該当するものについては、周辺地域の環境悪化のおそれがある施設の立地基準により判断します。 ※リチウムイオン電池は、その電解液が消防法の第四類危険物(引火性液体)に該当。